別記第２号様式（第７条関係）

**学術指導契約書**

学術指導の実施について、委託者　　　　　　　　　　　（以下「甲」という。）と受託者　公立大学法人山口県立大学（以下「乙」という。）とは、次の条項により契約を締結した。

**（目的）**

**第１条**　甲は、次に掲げる指導（以下「学術指導」という。）の実施を乙に委託し、乙は、これを受託する。

(1)　学術指導に係る題目

(2)　学術指導の目的及び内容

**（実施期間）**

**第２条**　学術指導の実施期間は、　　　年　　月　　日から　　　年　　月　　日までとする。

**（委託料）**

**第３条**　甲は、学術指導の実施に当たっては、学術指導に要する経費（以下「委託料」という。）金　　　　　　　　円（消費税及び地方消費税を含む。）を負担するものとする。

**２**　甲は、前項の委託料を乙が発行する請求書により乙が指定する期日までに乙に支払わなければならない。

**（学術指導の中止及び損害賠償）**

**第４条**　乙は、天災その他やむを得ない事由により学術指導の継続が困難となったときは、甲と協議の上、学術指導を中止することができる。

**２**　前項の場合において甲に損害が生じても、乙は、賠償する責めを負わないものとする。

**（委託料の変更）**

**第５条**　学術指導の実施期間中において、指導内容の変更、学術指導の中止等により委託料に変更が生じたときは、遅滞なく、甲乙協議の上、この契約を変更するものとする。

**（研究成果の公表）**

**第６条**　甲又は乙は、学術指導実施の事実、学術指導の成果その他学術指導に関する事項を第三者に知らせようとするときは、その可否及び内容について相手方の同意を得なければならない。

**（免責）**

**第７条**　学術指導に基づいた甲による商品の販売、役務の提供その他の行為によって乙に損害が発生した場合でも、乙は甲に対し、一切の責任を負わないものとし、また、これらの行為について、一切の明示又は黙示の保証をしないものとする。

**（特許の出願）**

**第８条**　乙は、山口県立大学の職員で学術指導を担当した者（以下「学術指導担当者」という。）が学術指導を実施した結果独自に発明を行ったときは、当該学術指導担当者及び甲と協議の上、当該発明に係る権利の持分を定めるものとする。

**２**　乙は、前項の発明に係る特許を受ける権利を当該学術指導担当者から承継した上で独自に特許を出願しようとするときは、あらかじめ、甲の同意を得るものとする。

**（準用）**

**第９条**　前条の定めは、実用新案権及び実用新案登録を受ける権利並びに意匠権及び意匠登録を受ける権利について準用する。

**（疑義の解決）**

**第１０条**この契約について疑義が生じたときは、甲乙協議の上、解決するものとする。

**（履行の決定）**

**第１１条**　前各条に定めるもののほか、この契約の履行について必要な事項は、甲乙協議の上、決定するものとする。

以上の契約締結の証として、この証書２通を作成し、双方記名押印の上、各自１通を保有する。

　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　委託者　所在地

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　名称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　受託者　山口市桜畠3丁目2番1号

公立大学法人山口県立大学

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　理事長